

第3次千葉県キョン防除実施計画（案）に対する意見と県の考え方

パブリックコメントの結果

（1）意見募集期間

令和8年2月16日（月）～3月2日（月）

（2）意見提出者 / 件数

3名・団体 / 16件

（3）意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	県の考え方（対応）
目標設定及び捕獲について		
1	過去の計画で「捕獲目標達成＝生息数減少」につながらなかった要因をどう分析しているか。また、目標を倍増させるだけで確実に減少に転じると判断した科学的根拠は何か。	御意見を踏まえ、p12の6（3）課題に以下を追記しました。 令和3（2021）年度以降、捕獲目標である8,500頭以上／年度を達成したものの、生息数は減少に転じなかった。この原因として、想定よりも繁殖力が強い可能性があることから、捕獲目標の設定について見直す必要がある。 また、推定個体数に基づき将来予測の数値シミュレーションを実施し、減少に転じる捕獲数を計算しています。
2	数値を増やすだけでなく、どうやってそれを実現するのか。	捕獲目標の達成手段としては、捕獲従事者等に対する捕獲研修の実施に加え、捕獲に対するインセンティブを高めるため、令和8年度当初予算案において捕獲報償費に対する県補助の増額を計上しています。また、デジタル技術の活用による捕獲の効率化も推進してまいります。
3	捕獲圧＞自然増加率にするための体制を構築するために必要な人数や努力量を明確にしてほしい。	現在は計算できていませんが重要な観点であると認識していますので、今後、算出できるよう努めます。

4	<p>分布拡大防止ラインを超えてしまった個体に対し、超えた直後に迅速に捕獲を実現するための捕獲部隊等の創設の実施予定はあるか</p>	<p>現時点で捕獲部隊の創設は予定しておりませんが、分布拡大を防止するため、今後、実効性の高い捕獲体制について検討してまいります。</p>
5	<p>千葉県内での防除が強化されたことにより、個体が県外へ逃げ出す懸念はないか。</p>	<p>分布前線部では、捕獲による分散が起きにくい捕獲方法を選択します。</p>
6	<p>現状の捕獲方法はくくりわなが多くを占めているが、威力が十分で命中精度の高いプレチャージ式の空気銃によるキョンの捕獲を法的に可能とすることで、捕獲数の向上が見込めるのではないか。第二次計画よりもさらに高い捕獲目標数を設定しているため、担い手の確保に加え、空気銃など新たな捕獲手法を導入すべきと考える。</p>	<p>空気銃の使用については情報収集を進め、使用の可否等について検討してまいります。</p>
7	<p>公的機関が実施する大規模な殺処分については、倫理性・科学性・透明性が客観的に検証可能でなければなりません。そのためには、努力目標ではなく、具体的かつ測定可能な数値基準の明記が不可欠です。</p> <p>動物の人道的取扱いに関する国際基準を策定している World Organisation for Animal Health (WOAH:旧 OIE) は、陸生動物の人道的殺処分について科学的ガイドラインを示しています。</p> <p>本計画には、少なくとも数値基準および客観指標を明文化すべきです。</p> <p>「できる限り苦痛を与えない」という表現のみでは、基準の水準が不明確であり、検証も不可能です。</p> <p>国際基準に準拠することを明記するとともに、その水準を具体的数値で示し、遵守状況を定期的に公表することを強く求めます。</p>	<p>ご紹介いただいたガイドラインも参考としながら、引き続き適切に処分を実施してまいります。</p>

分布拡大防止のための物理柵の設置について		
8	現在の計画にある物理柵の設置検討について、より踏み込んだ具体策はあるのか、特に、河川や主要道路などの地形・構造物を活用したキョン通行阻止帯の重点整備などを実施する予定はあるのか。	分布拡大防止のための物理柵の設置については、まずは柵の有効性等について検証の上、設置場所等について検討してまいります。
9	【分布拡大防止地域】では、分布拡大防止のための物理柵の設置を検討するとあるが、すでに県北部や茨城県に出没している状況であれば、すぐに拡大防止物理柵を建設すべきではないか。	拡大防止のための物理柵設置には多額の費用を要することが見込まれ、また、設置した後では移設することが難しいことから、まずは拡大防止のための物理柵の有効性等を検証してまいります。
住宅地での対策について		
10	住宅街での被害は住民の精神的ストレスが大きい。狩猟免許を持たない住民でも、講習受講等によりわなの見回り等で協力できる体制をより具体化してほしい。 自治会や市町村単位でのモデル地区を設定し、ICT 機器等を活用して、都市部特有の防除ノウハウを早期に確立・共有するなどの実施予定はあるか。	キョンの生息密度が高い地域では、住宅街で生活環境被害が深刻化している場合があり、問題であると認識しています。このような地域では、外来生物法に基づく捕獲の制度による、狩猟免許非所持者を活用した捕獲体制の構築が有効に働く可能性があると考えています。このため、狩猟免許非所持者の活用を含めた住宅街での防除体制について、検討してまいります。
11	特に住宅街や未定着地域での具体策について、より透明性と即効性を求める回答を頂きたい。	住宅街での対策については、現時点では効果的な方策を見いだせていないことから、今後の検討課題です。狩猟免許非所持者を活用した捕獲体制の構築が有効に働く可能性があることから、狩猟免許非所持者の活用を含めた住宅街での防除体制について、検討してまいります。また、未定着地域では、積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止します。

モニタリングについて		
12	単なる頭数管理だけでなく、繁殖抑制の効果を測定する指標（捕獲個体に占める成獣メス、幼獣の割合の変化など）を中間評価の項目に明文化できることはあるのか。	個体群動態を把握する上では、御指摘のとおり、捕獲数だけでなく捕獲個体の構成を把握することも重要であるため、捕獲個体の情報収集に努めます。
関係機関との連携について		
13	隣接する茨城県などと県境をまたいだ調査や捕獲計画、よりリアルタイムな情報共有システムの構築は検討されているか。	隣県との生息状況等に関する情報交換に努めることとしており、現時点では隣県との調査や捕獲の実施は予定していません。
捕獲許可や狩猟について		
14	狩猟者だけでなく農業者や一般住民が参加しやすいよう、捕獲許可証や従事者証の発行手続きを簡素化し、ICT を活用したオンライン申請や報告システムを導入する予定はあるか。	現時点で、捕獲許可証や従事者証の発行手続きの簡素化やオンライン申請等の導入予定はありません。
15	県内における地方の捕獲従事者は少子高齢化の影響が強く都市部に居住している若者に有害鳥獣捕獲の許可が所属する捕獲団体が異なるという理由で許可がおりないという矛盾を感じている。例えば、県内在住狩猟者の全てに捕獲許可を下ろすことができないのか。	県としては、適切に許可の申請がされ、要件を満たしていれば許可することとしています。
16	有害鳥獣捕獲のみでの捕獲になっているが、一般狩猟での捕獲許可を出す予定はないのか。	キョンは狩猟獣ではないことから、登録狩猟による捕獲は実施できません。なお、国に対しては、キョンの狩猟獣化について要望しているところです。